

令和元年6月18日
京都工芸繊維大学
入試課

2020年度私費外国人留学生入試の出願資格の一部変更について

2019年度に実施する2020年度私費外国人留学生入試の出願資格について、平成31年2月22日付30文科高第1089号に基づき、下記のとおり一部を変更しましたのでお知らせいたします。なお、学生募集要項は変更済みのものを掲載しています。

変更前	変更後
学生募集要項1～2ページ 2. 出願資格 (1)から(3)略 (4) 次のAからGまでのいずれかに該当し、 <u>2002年4月1日までに生まれた人。</u> A 外国において学校教育における12年の教育課程を修了した人及び2020年3月31日までに修了見込みの人。 B スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を取得した人。 C ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した人。 D フランス共和国において大学入学資格として認められている	学生募集要項1～2ページ 2. 出願資格 (1)から(3)略 (4) 次のAからGまでのいずれかに該当する人。 A 外国において学校教育における12年の教育課程を修了した人及び2020年3月31日までに修了見込みの人。 B スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を取得した人。 C ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した人。 D フランス共和国において大学入学資格として認められている

バカロレア資格を取得した人。

E グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を取得した人。

F 外国で学校教育における12年の教育課程を修了した人と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験と認められるその国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した人。

G 日本の高等学校に対応する学校の課程の修了までに12年を要しない国で、日本の高等学校に対応する学校を修了した人（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験と認められるその国の検定に合格した人を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した日本の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了又は2020年3月31日までに修了見込みの人。

バカロレア資格を取得した人。

E グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を取得した人。

F 外国で学校教育における12年の教育課程を修了した人と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験と認められるその国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した人で、2002年4月1日までに生まれた人。

G 日本の高等学校に対応する学校の課程の修了までに12年を要しない国で、日本の高等学校に対応する学校を修了した人（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験と認められるその国の検定に合格した人で、2002年4月1日までに生まれた人を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した日本の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了又は2020年3月31日までに修了見込みの人。